

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和7年度)

作成日 令和7年10月29日
最終更新日 令和7年10月29日

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		令和7年10月1日
国立大学法人名		静岡大学
法人の長の氏名		日詰 一幸
問い合わせ先		総務部総務課 054-238-4405
		soumusoumu@adb.shizuoka.ac.jp
URL		https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/gov/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		【確認の方法】 令和7年度第3回経営協議会(令和7年8月8日～8月20日メール開催)において、ガバナンス・コード全原則の適合状況について、意見聴取を行った。その結果、特に意見はなく、令和7年度第4回経営協議会(令和7年9月24日開催)において、本報告書(案)を審議し承認された。 【委員からの意見と対応状況】 すべての原則について対応できていることを確認していただいております、各委員からの特段の意見はなかった。 → 引き続き、ガバナンス体制強化のため、改善に努めることとする。
監事による確認		【確認の方法】 令和7年度第6回大学運営会議(令和7年7月9日開催)において、令和7年度のガバナンス・コード適合状況確認のスケジュールを説明し、令和7年度第4回教育研究評議会(令和7年7月16日開催)において、ガバナンス・コード全原則の適合状況等について説明を行った。本報告書(案)について、令和7年9月3日に監事に説明を行い、令和7年9月17日に意見聴取を行った。 【監事からの意見と対応状況】 ガバナンス・コードへの適合状況については、全ての原則について実施され、報告されていることを確認した。 当期においては、令和5年12月21日に策定・公表した本学の将来構想である「静岡大学未来創成ビジョン」を令和6年12月25日に更新し、また、「教員の適正な年代構成について」を令和6年9月にWebサイトで公表するなど、さらなる見直しが行われている。 現状の取り組みを十分なものとせず、今後も引き続き各原則の趣旨を踏まえ改善を図られたい。 → ご意見を踏まえ、引き続き、ガバナンス体制強化のため、改善に努めることとする。
その他の方法による確認		その他の方法による確認は行っていない。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- ☒ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- ☐ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		本学では、本学の果たすべき役割や大学の方針を示した「静岡大学の理念と目標」を策定・公表するとともに、地域を志向した大学改革を推進することを宣言した「地域志向大学」宣言を公表している。また、中期目標・中期計画についても「静岡大学の理念と目標」等の内容が反映されたものとなっている。さらに、令和 5 年12月21日に策定・公表した本学の将来構想である「静岡大学未来創成ビジョン」を令和 6 年12月25日に更新している。 これらの目標、戦略については、中期目標・中期計画の進捗管理を通して達成状況を執行部が把握する仕組みが整っている。 静岡大学の理念と目標： https://www.shizuoka.ac.jp/outline/vision/document/manifesto.pdf 静岡大学の「地域志向大学」宣言： https://www.shizuoka.ac.jp/outline/vision/effort/document/manifesto.pdf 静岡大学の中期目標・中期計画一覧： https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/kokai/mid-term/keikaku/document/4th_list.pdf 静岡大学未来創成ビジョン： https://www.shizuoka.ac.jp/cms/files/shizudai/MASTER/0100/g4FCNMxT.pdf
補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		目標、戦略については、中期目標・中期計画の進捗管理を通して達成状況を執行部が把握する仕組みを整えており、これらの検証結果等については大学HPで公表している。 中期目標期間における実績報告及びその評価結果： https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/kokai/mid-term/result/
補充原則 1 - 3 ⑥（1） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		国立大学法人の運営に関しては、経営・教学双方について最終的な権限と責任を学長が有することを前提として、法令に則り、経営の重要事項は経営協議会、教育研究の重要事項は教育研究評議会の審議を経るプロセスとするなど、各組織等の権限と責任を明確にしている。 各組織等の具体的な設置の趣旨、権限等については、学内規則で規定しており、それらを掲載した静岡大学規則集をWebで公表している。また、大学運営に関する主要な組織に関して、大学運営組織図を公表している。 静岡大学規則集：https://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/ 大学運営組織図： https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/organization/index.html

記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則１－３⑥（２） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		「自由啓発・未来創成」の理念のもと、人類の未来と地域社会の発展に貢献する大学を目指し、「国立大学法人静岡大学における総合的な人事方針」（令和４年１月）を定めた。また、「教員の適正な年代構成について」を定め、令和６年９月にWebサイトで公表した。 多様性・柔軟性・創造性のある大学を目指し、これらを尊重した法人経営及び教育研究活動等を着実に推進するため、適正な人材の確保と人員配置に努めている。 国立大学法人静岡大学における総合的な人事方針： https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/staffmember/document/total_jinji.pdf 教員の適正な年代構成について： https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/staffmember/document/agegroup.pdf
補充原則１－３⑥（３） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		国立大学法人静岡大学の中期計画において、予算、収支計画及び資金計画等を定めており、公式Webサイトで公開している。 中期目標・中期計画一覧： https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/kokai/mid-term/keikaku/document/4th_list.pdf
補充原則１－３⑥（４）及び補充原則４－１③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）		一会計年度の教育研究等に係る財務状況、運営状況、資金状況、活動状況等については、国立大学法人法に基づき「財務諸表」及び「事業報告書」を作成し公表している。また、ステークホルダーへの積極的な情報発信の一環として、大学の経営実態や大学内の様々な取り組み、中長期的な価値創造について報告する「統合報告書」を作成し、公式Webサイトで公表している。 財務諸表等、統合報告書： https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/kokai/index.html#zaimusyohyou https://www.shizuoka.ac.jp/outline/koho/publication/ir/
補充原則１－４② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針		法人経営を担う人材の確保及び計画的な人材育成を図るため、「国立大学法人静岡大学における法人経営を担う人材の確保と育成方針」（令和４年１月）を定めた。 多様な知識や経験を有する者を学内外から法人経営を担う人材として確保するとともに、将来の法人経営を担う人材として期待される教職員を、積極的に副学長や学長補佐、部局長等に登用し、主要な会議に参加させることにより、法人経営を担うために必要なマネジメント力や専門性の向上を図っている。 国立大学法人静岡大学における法人経営を担う人材の確保と育成方針： https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/staffmember/document/jinzai_ikusei.pdf

記載事項	更新の有無	記載欄
原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		理事を教育・附属学校園担当、研究・社会産学連携・人事担当、企画戦略・情報担当として、加えて非常勤理事を地域連携担当、コンプライアンス担当として、副学長を総務・財務・施設担当、学生支援担当、リスク管理担当、評価担当、D E & I 推進担当、国際戦略担当として任命している。将来の経営を担い得る人材を学長補佐に 6 名を任命し、長期的な視点に立って経営人材の育成・確保を実践している。令和 4 年 4 月から、法人経営において学長を補佐する者として、学長が必要と認めた場合に特命理事を配置することができることとし、現在、総務・財務・施設担当の副学長を特命理事に任命している。令和 7 年 5 月から、特定の業務において学長を補佐するため、学長特別補佐 2 名を配置している。 なお、理事のうち 2 人を、副学長のうち 1 人を学外者から任命して学内外から適材適所の人材を配置している。 また、理事のうち 1 人、副学長のうち 2 人、学長補佐のうち 1 人、女性を任命して男女のバランスを考慮している。 理事、副学長、学長補佐の責任・権限について、本学Webサイトに公表している。 役職員・副学長： https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/staffmember/post/
原則 2 - 3 - 1 役員会の議事録		「国立大学法人静岡大学役員会規則」第3条において、学長は次の事項を決定するときは、役員会の議を経なければならないと定めている。 (1) 中期目標についての意見（国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。） 及び年度計画に関する事項 (2) 文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項 (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 (4) 学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 (5) その他役員会が定める重要事項 役員会は、毎月（8月を除く）定例開催するとともに、迅速な意思決定が必要な場合は臨時開催することにより、意思決定が的確に行われるようにしている。 また、重要事項については、学長を議長とし理事を構成員に含めた大学運営会議や企画戦略会議において十分に討議を行った上で、教育研究評議会等の会議体において役員と部局長等が審議し、役員会に付議している。 役員会の議事要旨については、本学Webサイトに公表している。 諸会議議事録等： https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/minutes/
原則 2 - 4 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		理事のうち 2 人、副学長のうち 1 人を、外部経験を有する人材を任命し、学内外から適材適所の人材を配置している。また、理事のうち 1 人、副学長のうち 2 人、学長補佐のうち 1 人、女性を任命し、男女のバランスを考慮している。 登用状況や経歴については、本学Webサイトに公表している。 役職員・副学長： https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/staffmember/post/

記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 3 - 1 - 1 ① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫		経営協議会の外部委員は、教育に深い知見・実践経験を有する方、自治体において行政や教育の経験を有する方、企業経営に知見・経験を有する方、大学の経営に知見・経験を有する方、法曹界等、法律関係に広い知見を有する方、その他、多様な知見・経験を有する方から選考していて、ダイバシティの観点も考慮している。また、全国的な視野、地域からの期待等の意見を的確に把握できるように選考している。 経営協議会では、多様な関係者の幅広い意見を聴き、その知見を積極的に法人経営に反映させるため、学外委員が出席できるようにあらかじめ翌年度の開催日程を提示している。また、会議開催日前に委員へ資料を送付し、事前に議題、資料を確認いただくことで、会議当日の十分な審議時間を確保している。 経営協議会委員： https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/staffmember/post/index.html#keiei 国立大学法人静岡大学経営協議会学外委員選考方針： https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/staffmember/post/document/senkouhoushin.pdf 国立大学法人静岡大学経営協議会における運営方法の工夫： https://www.shizuoka.ac.jp/outline/profile/staffmember/post/document/uneihouhou.pdf
補充原則 3 - 3 - 1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由		令和 6 年度に実施した学長候補者の選考においては、本会議が決定、公表した「次期静岡大学長の選考に係る基準」に基づき、学長候補者の推薦を求め、本会議主催の学長適任候補者の抱負等発表会における発表及び質疑応答、候補者への面接により、静岡大学の将来ビジョン、教育研究活動の強化・改善の方策、大学間の連携構想並びに大学運営に対する考え方を聴取し、本会議で慎重に審議し次期学長候補者を決定した。 次期学長候補者の決定後は、直ちに記者発表を行い、「国立大学法人静岡大学学長選考規則」に基づき、当該選考の結果、選考過程、選考理由を学内に公示するとともに、本学ウェブサイトで公表している。 次期静岡大学長の選考に係る基準： https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/selection/document/performance/criteria.pdf 国立大学法人静岡大学学長選考規則： https://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/110000085.html 国立大学法人静岡大学学長候補者の選考結果： https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/selection/document/performance/results.pdf

記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		学長による安定的な大学運営やリーダーシップの発揮を可能とするため、学長の任期、再任時の任期、再任回数の上限定定の必要性について、学長選考会議において検討・審議を行い、再任の上限を定めないことにより問題が生じる可能性の懸念、学長として過度な任期の意識による施策への影響などの理由から、平成27年3月、「国立大学法人静岡大学長選考規則」を改正し、「学長の任期は4年とし、再任は妨げない。ただし、再任の回数は原則として、1回とする。」とした。 本件についての情報は、本学ウェブサイトにおいて公表している。 学長選考会議議事録 2014年度第5回、第8回、第9回： https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/minutes/index.html#selection 国立大学法人静岡大学長選考規則： https://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/110000085.html
原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き		「国立大学法人静岡大学長の解任手続に関する規則」により、法人の長の解任手続を整備し、本学ウェブサイトにおいて公表している。 国立大学法人静岡大学長の解任手続に関する規則： https://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/110000545.html
補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		「国立大学法人静岡大学長の業績評価に関する規則」を整備して、4年任期の2年終了時に中間評価を実施し、3年終了時に最終評価を実施して、その結果を本人に提示し、今後の法人経営に向けた助言等を行うとともに、当該結果を本学ウェブサイトで公表している。 令和3～4年度に係る学長の業績評価（中間評価）について： https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/selection/document/performance/evaluation_r3-4.pdf 国立大学法人静岡大学長の業績評価に関する規則： https://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/110000544.html

記載事項	更新の有無	記載欄
原則 3 - 3 - 4 学長選考・監察会議の委員 の選任方法・選任理由		○経営協議会委員(本学の役員及び教職員を除く)から選出する4名(任期:令和6年4月1日～令和8年3月31日) 令和6年4月開催の経営協議会において、学長選考・監察会議の審議の継続性の観点を検討し再任の委員3名、様々な立場からの意見を伺うことの重要性により各界の委員のバランスにも配慮し、新任の委員1名を選出した。 令和7年4月開催の経営協議会において、委員1名の退任に伴う後任の委員の補充のため、様々な立場からの意見を伺うことの重要性から、現在の委員の専門性とのバランスを考慮し、新任の委員1名を選出した。なお、後任の委員の任期は、前任者の残任期間となる。 ○教育研究評議会評議員(学長を除く)から選出する4名(任期:令和7年4月1日～令和9年3月31日) 令和7年4月開催の教育研究評議会において、「学長選考・監察会議委員の教育研究評議会からの選出方法について」(教育研究評議会決定)に基づき、静岡地区及び浜松地区のバランス等を考慮し、学長を除く評議員による投票方式により、それぞれ2名を選出した。 国立大学法人静岡大学学長選考・監察会議委員名簿: https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/selection/document/performance/meibo.pdf
原則 3 - 3 - 5 大学総括理事を置く場合、 その検討結果に至った理由		大学総括理事は置いていない。
基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制 及び見直しの状況		内部統制システムの整備の推進のための体制を構築し、同体制に基づきモニタリングを実施するため、国立大学法人静岡大学内部統制規則を整備し、内部統制委員会を設置している。各部局における内部統制システムの整備及び運用状況については、内部統制システム推進責任者(部局長)から内部統制担当役員へ定期的に報告を行っている。内部統制委員会において、内部統制担当役員から、内部統制システムの運用状況について定期的に報告を行い、内部統制システムの有効性の評価及び必要な改善策を審議している。 国立大学法人静岡大学内部統制規則: https://reiki.adb.shizuoka.ac.jp/act/110000603.html

記載事項	更新の有無	記載欄
原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		法律に基づいて公表すべき事項については、本学Webサイトに「情報公開」のページを設けて適切に実施している。 また、本学のWebサイトに、大学案内、教育・学生支援、研究、社会連携・産学連携、国際交流等のページを設け、法人経営、教育・研究・国際化・社会貢献活動の各カテゴリーに対応する情報を取得しやすい工夫をしている。 ステークホルダーへの積極的な情報発信の一環として、大学の経営実態や大学内の様々な取り組み、中長期的な価値創造について報告する「統合報告書」を発行しているほか、「大学概要」、「大学広報誌【SUCCESS】」等の刊行物でも、大学運営、教育・研究・社会連携活動等をわかりやすく公表している。 さらに、プレスリリースにより新聞やテレビ媒体に積極的に情報発信している。 本学Webサイトトップページ： https://www.shizuoka.ac.jp
補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		本学Webサイトに、「大学案内、学部・大学院・研究所、図書館・センター等、教育・学生支援、研究、社会連携・産学連携、国際交流、就職・進路、入試案内」等のカテゴリー別のページを設けるとともに、「受験生の方、一般・地域の方、官公庁・企業の方、卒業生の方、在学生の方」の対象別ページを設け、トップページのヘッダー部分から遷移できるよう設定することにより、目的の情報にアクセスしやすい工夫をしている。 また、基本情報や各種データ等を掲載した「大学概要」、大学の経営実態や大学内の様々な取り組み、中長期的な価値創造について報告する「統合報告書」、主に高校生・保護者を対象とした「総合案内（入試パンフレット）」、主に卒業生・地域社会・寄附者を対象とした「大学広報誌【SUCCESS】」等の各種刊行物についても、わかりやすい工夫をしたうえで公表している。 本学Webサイトトップページ： https://www.shizuoka.ac.jp

記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育成果を示す情報		1. 学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠 (1) 本学では、多様な文化と価値観を尊重する豊かな人間性とチャレンジ精神を有し、高い専門性と国際感覚を備えた、人類の未来と地域社会の発展に貢献できる人材を育成し、そのような人材を育成するため、国際水準の質の高い教育を行うとともに、学生・教職員の協働のもと、学生が主体的・能動的に学習する教育を推進し、さらに、学生が地域づくりの一員として、自由闊達に地域の人々と交流し、学びあい、地域課題の解決に向け連携・協働する取組むことを「理念と目標」として掲げ推進している。 なお、本学の「理念と目標」は、公式Webサイトで公表している。 静岡大学の理念と目標： https://www.shizuoka.ac.jp/outline/vision/goals/ (2) 「学位授与の方針」において、学位授与の条件として身に付けることが必要な資質や能力を示し、それらを学生が身に付けるために編成したカリキュラムの内容等を「教育課程編成・実施の方針」において示している。 「学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」は、公式Webサイトで公表している。 静岡大学の3つの方針（ポリシー）／学部： https://www.shizuoka.ac.jp/education/policy/policy_f/ 静岡大学の3つの方針（ポリシー）／大学院： https://www.shizuoka.ac.jp/education/policy/policy_g/ また、令和5年度3月卒業・修了生より、学修成果の可視化を目的とした「ディプロマ・サプリメント」を作成し、学生個々の成績（GPA）をもとに、所属する学部学科等ごとに定められた学位授与の方針に対する達成度をレーダーチャートで示し、卒業・修了時に配付している。 ディプロマ・サプリメント： https://www.shizuoka.ac.jp/education/affairs/gpa/document/diploma-supplement.pdf 2. 学生の満足度 学士課程及び修士課程の学生を対象に、2024年10月1日から11月15日を調査期間として「2024年度学びの実態調査」を実施した。この調査では、教育内容やカリキュラム（科目体系）等についての満足度を聴取し、集計結果の概要を以下サイトで公表している。 学生の満足度 グラフ一覧： https://ir.shizuoka.ac.jp/graph/area/satisfaction 3. 学生の進路状況 学生の進路状況については、公式Webサイトで公表している。 (1) 学部生進路状況（令和6年度卒業（令和7年5月1日現在））： https://www.shizuoka.ac.jp/education/publish/career_dept/ (2) 大学院生進路状況（令和6年度修了（令和7年5月1日現在））： https://www.shizuoka.ac.jp/education/publish/career_graduate/

記載事項	更新の有無	記載欄
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://www.shizuoka.ac.jp/outline/info/kokai/ ■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 該当なし ■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 該当なし